第1章 市民参加手続の実践による 市民参加の推進



市民参加プログラムにおけることばの使い方。市民参加手続。って何?

行政活動に , 市民の意見を反映するための

たとえば・・・

審議会

委員会

シンポジウム

公開討論会

ワークショップ

公募

アンケート方式

意見提出手続き (パブリックコメント)

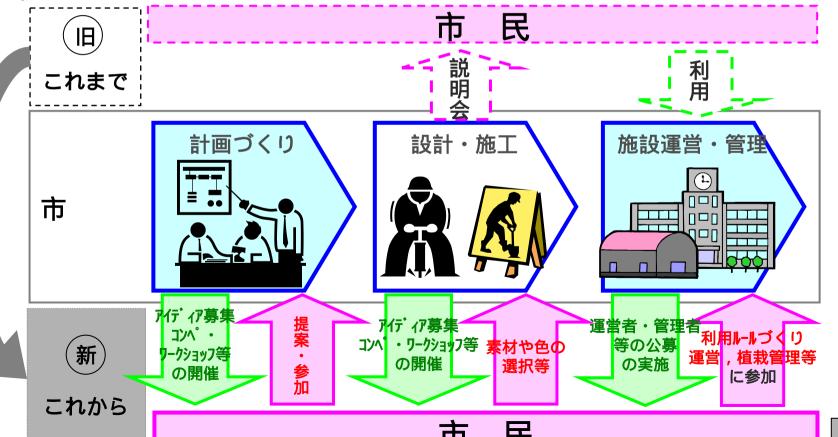
…等

行政活動とは… 構想・計画段階から実施,評価に至るまでの活動のこと

これまでとはどう違うの?

市民と市とが意見等を交わす機会が増え,"市 市民"といった一方通行型から "市 市民"といった 双方向型へ変化します! 議論しながら,市民と1歩1歩進めていきます! 全庁的に一定のレベルで着実に市民参加が推進できるようになります!

例)公共施設ができるまで...



7

利点



市民参加手続を取り入れるべき

事業・テーマは何?

以下に掲げる行政活動を実施しようとする時は、シルールを市民参加手続を実践していきます。

- 1) 市の基本計画等の基本的事項を定める計画等の策定または改定
- 2) 市の基本的な条例の制定改廃に係わる案の策定
- 3) 市民に義務を課し、または権利を制限する条例の制定改正に係わる案の策定
- 4) 広く市民に適用され,市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入または改廃
- 大規模な公共施設の設置に係わる基本計画等の策定及び運営に関する方針の決定または変更

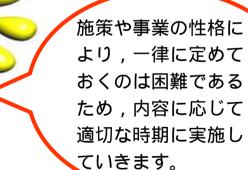
上記の5つの場面は、市として市民参加を取り入れなければならない施策·事業とします。上記以外でも、市民の関心が高いテーマや市民の暮らしに身近なテーマなどに市民参加手続を実践していく場合があることは言うまでもありません。

内容に応じた適切な時期に実施します!

市民の皆さんからの意見を検討して,行政活動に反映させるには,概要が決定してからの参加ではなく,

構想段階からの参加が大切な場合もあります







市民参加の場面に応じて

機会を拡大していきます!

市民参加を求める場合には多種多様な市民参加手続(6ページを参照)のうちから,できるだけ多くの市民が意見等を提案しやすい方法を選択していくことで, 広範な市民の意見を施策に反映していきます。

これまで

多くの市民参加手続は,直接会議等に出向かなければならないなど,参加していただける市民にも限りがありました。

(例えば,委員会等の構成員は,学識経験者を 除いては,推薦,団体代表がほとんど) どのように会議 が行われている のだろう...



更に加えて

これから

市民がいつでも・どこでも・だれでも参加し やすい市民参加手続を実施していきます。

たとえば, 意見提出手続(パブリックコメント)は仕事や家事等で多忙な市民も,期間中であれば意見を述べる機会が増えます!

詳細は資料編(15・16ページを参照してください。)



特に

委員会方式については,以下に示す約束事のもと、実施をしていきます。

市民参加の場面に応じて

機会を拡大していきます!

委員会方式の約束事!

1 市民公募委員を拡大 します

特別な事情がない限り,合理的な範囲で 公募による市民を採用していきます。 公募及び選考基準は,その都度定めて いきます。

選考基準は明確にし,男女比に配慮するよう努めていきます。

三複委員を縮小 します

地域の様々な立場の市民がメンバーに加わり,多様な立場から審議等をしていきます。

同じ人が複数の委員会等のメンバーとして重複や 再任することを避けるなど配慮をしていきます。

毎年度,委員会等ごとに委員の名簿を作成し,全 庁的なとりまとめを行っていきます。

会議を公開 します

会議の開催日程,議題や会議録等を公表し,会議の透明性を高めていきます。

より多くの市民に会議等を傍聴していただくため,十分に傍聴席を確保し,会議の資料及び傍聴してい時間帯に会議を開催するなど,工夫していきます。

(ただし,審議の内容により,会議の非公開や会議録を公表しないなど,一定のルールを定めていきます。)

情報の公表

市民と市と情報を共有するため、

情報を公表します!

市民への適切な情報を提供することにより、

適正な判断と有効な意見・知恵を施策に反映します。

市民参加手続をともなう事業の実施予定及び実施状況の公表

市

実施予定について,内容が決定次第なるべ〈早い段階(可能な限り年度当初)で公表していきます。

情報の共有化

市民

公表された内容について,事前に 学習するなど,検討のための準 備をします。

<公表する事項>

対象とする内容

対象としている施策等について, すでに原案がある場合はその内容

日時及び場所

市民参加手続に参加できる市民の範囲と具体的な方法その他必要事項

<公表の方法>

市の発行する広報誌

市の窓口(公共の施設を含む)での供覧または配布 印刷物,刊行物の配布

ホームページへの掲載

ケーブルテレビ・ラジオ等のメディアの活用

市内の掲示板への掲示